



分野別推進計画

基本目標 1 施設等のバリアフリー

分野 1 道路

【現状と課題】

① 道路の状況と分類

本市の道路率(行政面積に対する道路総面積の割合)は11.1%と三多摩地区の平均値や東京都全域の平均値を大幅に上回り、舗装率もほぼ100%です。

しかしながら、幅員5.5m未満の市道も多く、歩道が設置されている市道は21.0%(市道総延長に対する割合)で、防護柵が設置されている道路の割合が13.5%という状況です。市域には幅員の狭い生活道路が密集している状況となっています。

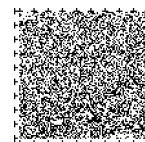
市内の道路を大きく分類すると、国道16号や新奥多摩街道など「歩道のある幅員の広い幹線道路」、旧奥多摩街道や旧五日市街道など「簡易な狭い歩道のある幹線道路」、「歩道のない地域内生活道路」、「歩行者専用道路」の4つに分けることができます。このうち、「簡易な狭い歩道のある幹線道路」は、車いす利用者にとって、最も通行に支障があります。

② 狭い道路、狭い歩道の改善

市道の多くを占める「歩道のない地域内生活道路」は、歩車共存道路として、歩行者、車いす、ベビーカー利用者等の安全確保のため、車両のスピード抑制、歩行者通行空間の明示など、歩行者の通行を優先する道路整備を進めることが課題となっています。また、防護柵、カーブミラー、安全標識、電柱等が車いす利用者の通行に支障となる場合もあり注視していくことも必要です。

「簡易な狭い歩道のある幹線道路」は、マウントアップ部分の改良工事がほぼ終了し、改善が図られていますが、車いすでの利用には幅員が狭く困難な状況も残っているため、歩道の拡幅やセミフラット化が今後の課題となっています。

なお、「歩道のある幅員の広い幹線道路」については、平成20年度から平成28年度にかけて、田園通り(市道幹線Ⅱ-18号線、市道幹線Ⅱ-20号線)、加美立体通り(市道幹線Ⅱ-19号線)など、歩道の拡幅、セミフラット化を進めました。



③ 連続性と計画的整備

市内すべての道路のバリアフリー化を図るには多額の経費と長い年月が必要であり、現状では不可能に近い状況です。このため、例えば駅から主要な公共施設までの経路など、路線の重要度や緊急性を考慮して集中的に整備し、車いす利用者が目的地に支障なく到達できる経路をひとつは確保する取組が必要です。

なお、道路管理は、国、都、市の三者が所管し、鉄道、バスなどの公共交通機関も関係していることから、整備推進の手法については、関係機関相互の十分な検討、調整が必要です。

④ 駅周辺の道路状況（道路から鉄道駅へのアクセス）

拜島駅では、平成17年度から福生市、昭島市及び鉄道事業者により南北を連絡する自由通路と橋上駅舎の整備工事を施工し、平成21年度にすべての工事が完了しました。南北を連絡する自由通路は、エレベーター及びエスカレーターが設置され、車いす、ベビーカー利用者や高齢者の方など利用者の利便性が向上しました。

平成29年度には昭島市による南口駅前広場地下を利用した自転車等駐車場、南口駅前広場を含む昭島都市計画道路3・4・2号江戸街道線の整備が完了しました。

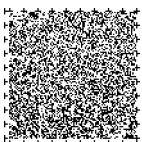
牛浜駅は、地元や利用者などからバリアフリー化の必要性が高まり、平成23年度から福生市と鉄道事業者による駅舎及び自由通路の整備を行い、平成24年度に駅前広場を含むすべての工事が終了しました。東西を結ぶ自由通路はエレベーター及びエスカレーターが設置され、利便性が大幅に向上しました。

東福生駅は、乗降客数が3,000人（想定数）を超え、エレベーター設置の対象となりました。エレベーター設置などのバリアフリー化に向けて令和2年度に鉄道事業者と協定を締結し、調査等を実施しており、今後も鉄道事業者と協議を行ってまいります。

熊川駅は、駅舎や駅周辺の道路も含めスペース上の問題があり、関係機関との一体的な検討が必要となっています。

⑤ バス停留所のバリアフリー化

最近では、高齢者や障害のある人のバスの乗り降りに支障がないよう、ノンステップバスの導入が進められていますが、バス停留所が未整備の場合は、せっかくの車両整備も効果がありません。このため、道路の整備に併せて、バス停留所のバリアフリー整備が必要です。



【施策の方向】

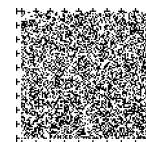
だれもが利用しやすく、市内のどこへでも自由に移動できるような道路づくりを進めます。

【主要施策】

(1) 歩行者、車いす利用者の視点に立った道路づくり

すべての歩行者が安心・安全に歩行や移動ができるよう、歩道の平坦性と連続性の確保に努め、特に交差点や車の乗り入れ部分の傾斜、段差などの解消に配慮し、歩行や移動に困難が伴う市民の立場に配慮した歩行空間の整備を、公共交通機関とも連携しながら進めます。

項目	内容	所管課等
①歩道の整備	歩道確保が可能な幅員の道路については、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に定められている整備基準に基づき、高齢者や障害のある人等が支障なく利用できる歩道づくりを進めます。	道路下水道課
②簡易な歩道がある道路の整備	簡易な歩道がある準幹線道路のマウントアップ歩道については、路面排水や歩道が片側のみにあるか、または両側にあるかなどの状況、ガードレールの設置状況、自動車交通量などを考慮し、可能な限り平坦な歩道づくりに努め、道路の状況に応じた歩道の高さについては、一定の基準を設けることにより、車いすやシルバーカー、ベビーカー利用者をはじめ、すべての歩行者が安心して歩くことができる歩道づくりを進めます。	道路下水道課
③幅員の狭い生活道路の整備	歩車共存道路として、歩行者、車いす、ベビーカー利用者等が安全で円滑に通行できるよう、車両速度の抑制や、歩行者の安全対策としてイメージランプや注意喚起などの路面標示、外側線の内側を彩色し歩行空間を明示することなど、段差や支障物をできるだけ設置しない方向での整備を進めます。安全対策としての防護柵、カーブミラー、安全標識等は、車いす利用者の通行にも考慮して設置します。	道路下水道課
④バス停留所の整備	高齢者や障害のある人、ベビーカー利用者等のバスの乗り降りには、十分なスペースの確保と整備が必要であり、ノンステップバスやリフト付きバス等の車両の導入が進められているため、バス停留所のバリアフリー化を推進します。なお、歩道幅員が不十分な道路や歩道がない道路のバス停留所については、現況に応じて対応可能なバリアフリー化に努めます。	道路下水道課
⑤休憩スポット、ベンチ等の整備	高齢者や障害のある人にとって、長い距離を歩くことには困難が伴うため、沿道に公園などが無い市の幹線道路には、休憩スポット、ベンチ等の設置に努めます。	道路下水道課



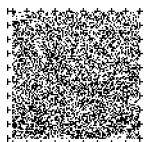
項目	内容	所管課等
⑥バリアフリー対応型信号機の整備	高齢者や障害のある人等が道路を横断するには危険を伴うため、音声式信号機や色弱者にとって色の識別がしやすい信号機の設置、車いす利用者や児童が利用しやすい押しボタン式信号機の設置、押しボタンを押すことができない障害のある人等のための交通弱者用信号機設置を東京都に要望していきます。	道路下水道課
⑦道路標識等案内表示の設置	道路標識等案内表示については、歩行者の安全確保を図るため、福生市公共サイン整備方針等に基づき、見やすく、わかりやすいものに整備します。	道路下水道課
⑧道路占有者、市民への啓発	電気通信・ガス・電力関連事業者などの道路占有者や市民に、歩行者、車いす利用者の視点に立った道路づくりへの協力を要請します。	道路下水道課
⑨無電柱化の整備	道路上の電線類を地中に埋設し、電柱や電線類をなくすことにより、災害時の電柱倒壊をなくし、歩行者や車椅子利用者が安全に通行しやすくなります。	道路下水道課

(2) 区域等を定めた道路づくり

項目	内容	所管課等
①福生駅を中心とする区域の整備	東西の駅前広場の整備や駅周辺の一体的な面的整備、保健センターに至るまでの富士見通りの整備を進めます。また、西口から福生中央体育館までの経路や周辺の生活道路については、中福生公園付近の歩道改良を東京都に要望します。	道路下水道課
②牛浜駅を中心とする区域の整備	市民会館、中央図書館など公共施設への経路や周辺の生活道路について、歩行者安全対策、案内標識などの整備を行い、わかりやすく、安全で快適な道路づくりを進めます。	道路下水道課
③拝島駅を中心とする区域の整備	拝島駅への経路となる主要な市道のバリアフリー等を図っていきます。なお、それらの道路の中には、幅員の関係で整備が困難なものもありますが、現況に応じて工夫し、可能な限り、歩行者や車いす利用者等が通行しやすい道路整備に努めていきます。	道路下水道課
④熊川駅、東福生駅を中心とする区域の整備	駅舎の改良等は具体的な計画が未定であるため、周辺の道路状況を調査し、必要に応じバリアフリー化、案内標識の設置など現状で対応可能な整備を進めます。	道路下水道課

(3) 幹線道路のバリアフリー整備

連続性のあるバリアフリールートを実現するためには、市内の生活関連施設と接続する幹線道路の面的・一体的なバリアフリー化が重要であるため、市道幹線について、道路の状況に応じ、順次バリアフリー化を図ります。



(4) バリアフリー型信号機やエスコートゾーンの整備

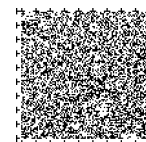
駅やその周辺の主要な道路等に、視覚障害者が安全かつ円滑に歩行できるように、バリアフリー型信号機及び横断歩道上のエスコートゾーンの整備を推進します。

(5) 市民参加による道路のバリアフリー等

項目	内容	所管課等
①看板、商品その他物品の撤去	道路上に看板や商品その他物品を置かないよう、商店会等を通じて事業者に協力を求めています。	道路下水道課
②放置自転車等の根絶	道路及び歩道への自転車等の放置をなくし、高齢者や障害のある人等の通行の妨げとならないようPRします。 特に福生駅周辺は、銀行や商店などへの来客の自転車と放置自転車等との区別がつかない場合もあり、事業者の協力を得ながら、駐輪マナーの徹底、放置自転車等の根絶に努めています。	道路下水道課
③自動車の駐車、停車及び運転マナー	歩道のない道路における自動車の走行や駐車、停車にあたっては、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他関係法令を遵守するとともに、市民の通行に配慮したやさしい運転マナーに努めるよう、福生警察署並びに交通安全推進委員会、その他関係機関と連携・協力し、PRに努めています。	道路下水道課
④樹木、植栽等の剪定	樹木の枝や植栽などを宅地から道路側に出さないよう、市民に定期的な樹木、植栽等の刈り込みについて、協力を求めています。	道路下水道課

(6) その他の道路整備

項目	内容	所管課等
①国道及び都道のバリアフリー整備を要請	国道及び都道については、整備状況、今後の整備計画等を把握のうえ、必要に応じて国や東京都に対し、道路のバリアフリー整備を要請します。	道路下水道課



分野2 駅

【現状と課題】

福生駅については、平成16年度に東口のペDESTリアンデッキやエレベーターの整備に引き続いて駅構内のエレベーター及びだれでもトイレも設置され、西口のプチギャラリーのエレベーターと併せ整備が完了しました。

牛浜駅については、平成23年度から整備工事を開始し、東西を結ぶ自由通路の整備とエレベーター、エスカレーターの設定によるバリアフリー化を行い、平成24年度に整備が完了しました。

拝島駅については、南北の自由通路の設定及び駅舎の橋上化に伴うエレベーター、エスカレーターの設定等、バリアフリー対応を進めました。平成20年度には、南口階段部の整備を行い、平成21年度には自由通路工事が完了しました。また、平成26年度には八高線乗りホームに昇降式ホームドアが設置されました。

しかしながら、熊川駅及び東福生駅については、まだエレベーターやエスカレーターが未設置であり、高齢者や障害のある人等が駅を利用する際には支障をきたしています。乗降客数が3,000人（想定数）を超え、エレベーター設置の対象となった東福生駅では、エレベーター設置などのバリアフリー化に向けて令和2年度に鉄道事業者と協定を締結し、調査等を実施しており、今後も鉄道事業者と協議を行っていきます。また、熊川駅については、駅舎や駅周辺の道路も含めスペース上の問題があり、関係機関との一体的な検討が必要となっています。

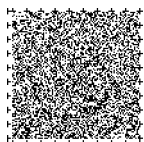
【施策の方向】

すべての市民にとって利用しやすい鉄道駅となるように、市内全駅のバリアフリー整備を図ります。

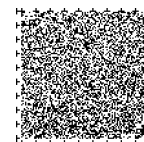
【主要施策】

(1) 駅の整備の推進

項目	内容	所管課等
①福生駅等の整備	福生駅は、市の中心の駅であり、市の顔とも言えることから、西口周辺開発など駅周辺の整備に合わせ更に整備を進めます。	道路下水道課
②牛浜駅の整備	市民会館や福生野球場、中央図書館などの市の主要な公共施設へのアクセス道路のバリアフリー化や駅周辺道路の整備を進めます。	道路下水道課
③東福生駅の整備	エレベーターの設定などバリアフリー化に向けて検討を行います。	まちづくり計画課



項目	内容	所管課等
④熊川駅の整備	必要に応じバリアフリー化、誘導標識の設置など現状で対応可能な整備を進めます。	まちづくり 計画課
⑤鉄道事業者への要望、要請	駅のバリアフリー化を進めるため、鉄道事業者への継続した要望、要請に努めていきます。	まちづくり 計画課
⑥バリアフリー法に基づく基本構想の作成	駅周辺の一体的な市街地開発事業を計画する場合などにおいては、バリアフリー法に基づく「基本構想」を作成し、駅及び周辺道路、広場等の重点的なバリアフリー等を推進します。	社会福祉課 まちづくり 計画課



分野3 建築物

【現状と課題】

平成24年度に、わかざり会館改良工事を実施し、身体障害者対応のエレベーター（11人乗り）の新設をはじめ、授乳室やだれでもトイレの整備、フロアの段差解消などバリアフリー化を行い、平成26年度のわかたけ会館改良工事においても同様の整備を行いました。平成29年度にはもくせい会館を建て替え、防災食育センターが完成し、令和元年中央図書館や市民会館、中央体育館等は、建物や設備が老朽化しており、これまで設備等の改修に併せ、部分的にバリアフリー化に努めてきました。今後の各公共施設の維持管理については、個別施設計画で示す方向性に基づき管理することになります。各施設のバリアフリー化にあたっては、その計画を考慮して対応していくことが必要です。

また、民間施設・住宅においても、新設又は改修時に「東京都福祉のまちづくり条例」に基づく指導・助言などを行いながら、バリアフリー化を促進しています。

以下、建築物の箇所ごとの一般的な課題を示します。

① 駐車場の整備

駐車場の整備は、障害のある人の社会参加を促進するうえで重要な項目です。市の建築物の各施設には障害者用駐車スペース、おもいやり駐車場の確保が必要です。

② 出入口（主要な出入口）の整備

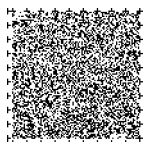
現在手動式となっている施設の主要な出入口については、順次、自動ドアを設置します。また、その他の出入口についても、大規模改修を行う場合、最低1か所に自動ドアを設置します。

③ 出入口（その他の出入口）

出入口の有効幅は85cm必要ですが、既存施設の多くは、出入口の幅が80cmとなっています。車いすの幅が50cm前後であり、またエレベーター扉の有効幅が80cmであることを考慮すると、現実としては、改善に多額の工事費が必要なため、大規模改修を行う場合を除き、現状のまま使用せざるを得ない状況です。

④ 廊下（屋内通路）

廊下の手すりが設置されていない建物が見受けられますが、大規模改修を行う場合を除き、現状のまま使用せざるを得ない状況です。



⑤ 階段

警告用の点状ブロック(床や踊り場の平坦部分と階段の境を示す表示板)が未整備な施設があるため、整備が必要です。

⑥ エレベーター

エレベーターの設置は、建物のバリアフリー化を進めるうえで、最も必要とされる整備であり、市民からの要望が多い項目です。このため、今後も施設の状況に応じて、順次整備していく必要があります。

⑦ トイレ (だれでもトイレ)

公共施設をはじめ、多くの市民が利用する施設では、だれもが支障なく利用できるトイレの設置が必要です。このため、市では「だれでもトイレ」の設置や一般用トイレのバリアフリー化を進めていますが、現状としては、公衆便所の整備が遅れています。また、「だれでもトイレ」があるにもかかわらず、案内表示がわからない、気づかないことで、併設の一般用トイレを利用してしまいう状況も見られます。

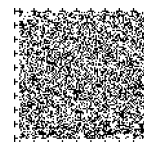
なお、これまでに設置してきた障害者用トイレには、子育て支援の観点から、幼児を連れた人が利用しやすいよう、ベビーベッド、ベビーチェアの併設を進めていく必要があります。

⑧ トイレ (一般用)

一般用のトイレのバリアフリーは、和式便器の洋式化や手すりの設置、水道栓の自動化等が主な内容で、一般家庭に洋式便器が普及していることや比較的容易に整備できることから、早期の整備が可能です。

ただし、床段差の解消や大規模な改修工事を伴う場合は、施設全体のバリアフリーに配慮した設計が必要です。

市では、平成28年度に中央体育館、平成29年度に福東テニスコート、保健センター、平成30年度に福生駅東口公衆便所、福東第一少年野球場、令和元年度に熊川駅公衆便所の和式便器の洋式化を行いました。



⑨ 観覧席・客席

市の建築物の中で観覧席・客席があるのは、屋外体育施設を除き、市民会館と中央体育館です。

市民会館は、集団補聴設備を除き、施設整備基準を満たしています。大規模な改修工事が行われる際には、集団補聴設備設置についても検討します。

また、中央体育館については、観覧席の整備を含め、施設全体のバリアフリー化が必要です。

⑩ 子育て支援環境の整備（授乳、おむつ替え等）

授乳及びおむつ替えの場所など、乳幼児をかかえる子育て世帯のための設備は、子育て支援における環境整備のひとつです。現在授乳室が整備されている施設は、市役所、保健センター、子ども応援館、児童館、市民会館、わかぎり会館、わかたけ会館、もくせい会館、扶桑会館、市営競技場など一部の施設のみです。専用スペースの確保などの問題もあるため、施設の改修等に合わせて整備することが必要です。

⑪ 体育施設の整備

現在、車いす利用者が野球、テニス、サッカー、陸上競技やインドアスポーツなどのスポーツを観戦しようとしても、観戦する場所やそこに至るまでの敷地内通路が完全には整備されていない状況が多く見られます。車いす利用者がスポーツに参加する場合やスポーツに興味がある場合、また、家族や知人が競技に参加する場合などは、出かけて観戦し、応援したいものです。

また、体育施設を利用したイベント等が催されることもあるため、高齢者や障害のある人等が支障なく施設を利用できるよう、配慮が必要です。

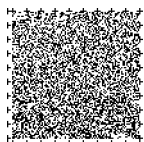
市では、令和元年度に市営競技場の人工芝生化に併せて管理棟のバリアフリー化整備を実施しました。今後も他の施設について順次整備を進めていくことが必要です。

⑫ 生涯学習施設等の整備

図書館や公民館、地域会館等の生涯学習施設は、住民に身近な地域課題についての学習や文化活動を行うために、多くの人が訪れる施設です。

市では、平成30年度に市民会館の障害者用駐車スペースの整備を行いました。令和元年度には、バリアフリー化した扶桑会館が完成しました。

すべての人が平等に参加できる社会の実現が求められる中、様々な学習の機会や場の提供、生涯学習活動に参加しやすい環境整備に努めることが必要です。



【施策の方向】

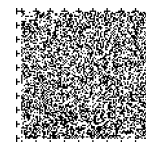
施設の利用にかかる負担を軽減し、気軽に利用できるよう、市内の建築物を整備します。

民間施設・住宅についても、「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー整備の適正な誘導を進めていきます。

【主要施策】

(1) 施設・設備の設置及び改修等

項目	内容	所管課等
①敷地内通路の整備	高齢者や障害のある人等が道路から建物の入口に円滑に到達できるよう、敷地内通路を整備します。	施設所管課 施設公園課
②障害者用駐車スペース等の確保	建物入口近くに障害者用駐車スペース等を確保し、車いす利用者が安全に支障なく駐車場を利用できるようにします。	施設所管課 施設公園課
③段差の解消及び手すりの設置	建物入口や通路の段差は、早急に解消します。また、廊下やトイレ、スロープ等には、左右に手すりを設置します。	施設所管課 施設公園課
④トイレの整備	施設には、車いす利用者や乳幼児を連れた人などが支障なく利用できるよう、だれでもトイレを設置します。また、利用者が分かりやすいように、だれでもトイレの表示板も設置していきます。また、既設の障害者用トイレには、ベビーチェア、ベビーベッドを併設していきます。 一般用トイレの便器のうち最低ひとつは腰掛け式(洋式)とし、男子小便器を設ける場合、最低ひとつは床置きのもの(便器の位置が通常より低い位置にあるもの)を設置します。	施設所管課 施設公園課
⑤標示・誘導の改善	高齢者や障害のある人等が道路から施設の目的の場所へ円滑に到達できるよう、だれもがわかりやすい案内表示、誘導ブロックなどの設置に努めます。 また、階段の点状ブロックについては、順次整備します。	施設所管課 施設公園課
⑥出入口(主要な出入口)の整備	現在手動式となっている施設の主要な出入口については、順次、自動ドアを設置します。 また、その他の出入口についても、大規模改修を行う場合、最低1か所に自動ドアを設置します。	施設所管課 施設公園課
⑦エレベーターの整備	エレベーターの設置については、今後の施設の改修計画に合わせ、施設の状況に応じた整備を進めます。	施設所管課 施設公園課



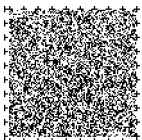
項目	内容	所管課等
⑧観覧席・客席の整備	観覧席・客席については、出入り口から容易に到達でき、観覧しやすい位置に車いす利用者のスペースを確保します。 また、今後、大規模な改修工事が行われる際には、高齢者や障害のある人等のために、集団補聴設備の設置に配慮します。	施設所管課 施設公園課
⑨子育て支援環境の整備(授乳及びおむつ替えの場所)	乳幼児を連れた人が利用する施設には、授乳及びおむつ替えの場所を設置し、子育て支援環境の整備に努めます。	施設所管課 施設公園課

(2) 公共施設のバリアフリー化の推進

項目	内容	所管課等
①体育施設のバリアフリーの推進	高齢者や障害のある人等に配慮し、だれもが体育施設を利用できるよう敷地内通路、観戦スペース、だれでもトイレ、シャワー室の整備など、バリアフリー化に努めます。	スポーツ 推進課 施設公園課
②生涯学習施設のバリアフリーの推進	生涯学習活動が「いつでも、どこでも、だれでも」取り組めるよう、学習施設のバリアフリーを図り、市が主催する事業、市民が参加する事業については、だれもが支障なく参加できるよう配慮します。	施設所管課 施設公園課
③施設のバリアフリー整備状況の把握	各施設の管理担当者が、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を参考に、常に所管施設のバリアフリー整備状況を把握します。	施設所管課
④設計業者等との協議	施設の新設、改修等の際には、設計業者または工事請負業者とユニバーサルデザインを踏まえたバリアフリー整備について、十分な協議を行います。	施設所管課 施設公園課

(3) 民間施設・住宅のバリアフリー化の推進

項目	内容	所管課等
①自立支援住宅改修給付	65歳以上で、手すり・床段差の解消などについて住宅改修が必要と認められる方について、費用の一部を助成します。	介護福祉課
②東京都福祉のまちづくり条例に基づく助言・指導	東京都が定めた「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、建築物などの新設・改修等をする場合に指導・助言を行います。	社会福祉課
③保育施設の整備	保育園園舎の建替え等の施設整備において、玄関、通路、保育室等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化に努めるよう、指導・助言を行います。	子ども育成課



分野4 都市公園

【現状と課題】

公園の整備手法には、遊び場としてのおもしろさと安全性・緑地保全を目的とした整備や、子どもたちの冒険心を高める方向での整備とバリアフリー等に着目した整備など、相反する整備手法が存在しています。

また、市では、多摩川の自然の形態を利用した五つの大規模公園を設置していますが、これらの公園のうち四つについては、国から占用許可を受けて設置しているため、形状変更が容易でない場合があります。

このため、様々な制約、条件のもとでどのように公園を整備していくかを市民と共に考え、だれもが利用できるバリアフリーの都市公園を目指す必要があります。

市では、日常的な公園パトロールや公園ボランティアとの連携を強化するほか、市民のニーズを積極的に取り入れた整備、維持管理等、市民協働の公園リニューアルを行います。今後も市民の声や地元の町会等、いろいろな方からの意見に耳を傾けながら事業を推進していきます。

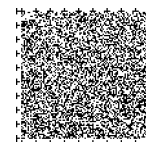
【施策の方向】

だれもが利用しやすい公園づくりを進めます。

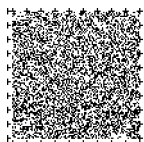
【主要施策】

(1) だれもが利用しやすい公園の整備

項目	内容	所管課等
① 出入口や園路の整備	出入口や園路については、だれもが円滑に移動できるよう、段差の解消を図るとともに、スロープ（傾斜路）や手すり、わかりやすい案内表示の整備に努めます。	施設公園課
② 遊具の整備	公園の遊具については、だれもが使えるよう、ユニバーサルデザインのものを採用し、整備に努めます。	施設公園課
③ トイレの整備	だれでもトイレを設置するなど、高齢者や障害のある人、乳幼児を連れた人の利用に支障がないトイレの整備に努めます。	環境課 施設公園課
④ 障害者用駐車スペースの確保	駐車場が確保されている公園については、障害者用駐車スペースを確保します。	施設公園課
⑤ 憩いの場の整備	公園が市民にとって快適でうるおいのある憩いの場となり、だれもが支障なく利用できるよう、施設の整備に努めます。	施設公園課



項目	内容	所管課等
⑥公園ボランティア制度の実施	公園ボランティア制度を広く市民に周知し、地域住民に清掃等の管理を依頼することにより、だれもが快適に公園を利用できるよう努めていきます。	施設公園課
⑦公園・緑地整備計画の策定	公園・緑地76か所について、バリアフリー法施行によるユニバーサルデザイン化等、バリアフリーの視点に立った整備計画を策定します。	施設公園課



分野5 学校施設

【現状と課題】

児童・生徒や教職員が病気や負傷等により、車いすを使用する状態になった場合には、階段の利用や段差がある場所での移動が困難になります。これまでも、車いす利用の児童が通常の学級に通っている例がありました。

肢体不自由児の教育については、障害の程度により機能回復訓練や指導者の専門的知識が必要であり、施設整備面も含め、通常の学級での学習には困難が伴うことから、一般的には、特別支援学校へ通学せざるを得ない状況があります。しかしながら、障害の程度には個人差もあり、就学に関する選択肢は、施設の整備状況に左右されることなく、児童・生徒本人にとって、最善の選択がなされる必要があります。このため、学校施設については、昇降設備の設置をはじめとするバリアフリー対応が不可欠です。

市では、平成22年度に第二中学校、平成23年度に第四小学校、平成25年度に第一中学校、平成26年度に第三小学校において便所改良工事に伴い、段差解消等のバリアフリー化を行い、平成29年度に第一中学校新校舎にだれでもトイレの設置、平成30年度に第六小学校において便所改良工事、令和元年度に第三小学校にエレベーター、第三、第六小学校にだれでもトイレを設置しました。

学校施設は建築から数十年経過し、老朽化が進んでおり、バリアフリーに配慮した施設となっておらず、他の改修工事と併せて、部分的にバリアフリー化に努めている状況です。また、個別施設計画に基づき管理するとともに、将来の学校配置の方向性等、課題も多いことから、状況に応じてバリアフリー化に努めることが求められます。

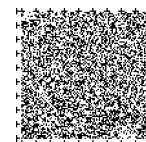
【施策の方向】

学校施設のバリアフリー化に努めます。

【主要施策】

(1) 学校施設のバリアフリー

項目	内容	所管課等
①学校施設のバリアフリー化の推進	学校施設については、「学校施設バリアフリー化推進指針（平成16年3月）」や関係省庁の施設補助事業を考慮しながら、施設のバリアフリー化に努めていきます。	教育総務課 施設公園課



|| 基本目標 2 心のバリアフリー

分野 1 学校教育と生涯学習

【現状と課題】

バリアフリー、ユニバーサルデザインという言葉は、一定程度市民に浸透してきたと思われませんが、多くの人の理解を得ているとまでは言えません。

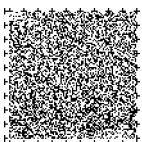
だれの心の中にも強さと弱さを持ち合わせており、人を差別する心や冷たさは心のどこかにだれもが持っているものかもしれません。現実には、すべての人がどのような状況においても困っている人を助けたり、だれに対しても平等に接することができるかとなると難しい問題です。

また、施設面でのバリアフリーにも、単なる義務感のみならず、心が必要です。心がなければ、施設の利用者にとって真に利用しやすいものにはならず、配慮に欠けた部分が残るかも知れません。そうした意味からすると、施設のバリアフリーにおいても、真のバリアフリーを推進することはできません。

このため、困っている人への思いやりややさしさ、手助けなどの心を育むことが大切です。

更には、障害のある人が積極的に参加できる社会環境が未成熟であることが問題点として挙げられます。すべての人が平等に参加できる社会の実現が求められています。市では、公民館で障害のある人の社会参加に向けた青年学級「にじのはらっぱ」を開催しているほか、地域事業への参加やスポーツ振興を図るため、水泳教室等のスポーツ教室の開催やスポーツフェアでの参加しやすい競技の実施を推進しています。

今後も、『福生市教育振興基本計画 第2次』等に基づいて、参加しやすいプログラムの提供や情報通信技術の活用を図り、様々な学習の機会や場を提供していく必要があります。また、障害のある人が地域活動に参加できるよう関係機関に働きかけ、地域住民との交流を図っていく必要があります。障害のある人等が豊かな地域生活を営むことができるよう、地域交流やスポーツ等の機会を充実するとともに、それらの活動に参加しやすい条件整備に努めます。



【施策の方向】

市民一人ひとりが、日常生活や社会生活におけるバリアへの理解を深め、心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの概念を市全域で発展させることにより、互いに支え合い、共に生きることができる社会の実現を目指します。

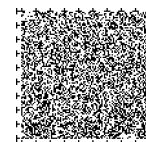
また、高齢者や障害のある人等への理解と思いやりの心が育まれるよう、教育活動を推進し、特別支援教育の推進体制を整備します。

更に、職員がバリアフリー化やユニバーサルデザインについての共通認識を持ち、全庁を挙げてバリアフリー対応を推進できるよう、意識を高めます。

【主要施策】

(1) 心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

項目	内容	所管課等
①人権教育の推進	東京都教育委員会『人権教育プログラム』に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、学校の教育活動全体を通して組織的・計画的に人権教育を推進します。	教育指導課
②特別支援教育の推進体制の整備	福生市特別支援教育計画第二期第二次実施計画に基づき、組織的、計画的に特別支援教育の推進体制を整えていきます。	教育支援課
③市民への普及・啓発	市民へのバリアフリーやユニバーサルデザインの普及・啓発を図ることにより、高齢者や障害のある人等への思いやり意識を高め、ハード・ソフトの両面からバリアフリー化を推進します。	全課
④心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの普及・啓発	ア 学習講座の開催 心のバリアフリー・ユニバーサルデザインを普及させるため、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、ノーマライゼーション、福祉、人権など、関連する分野の学習講座の定期的な開催等に努めます。 イ ポスターの作成、掲示等及びホームページへの掲載 ポスターやホームページにより、市民へ心のバリアフリー・ユニバーサルデザインという言葉や内容をPRし、啓発に努めます。	公民館
⑤ボランティア活動の推進	高齢者や障害のある人へのボランティア活動を推進し、心のバリアフリー・ユニバーサルデザインへ通じる市民の心を育てていきます。	生涯学習推進課 公民館
⑥高齢者や障害のある人との交流の促進	保育所や幼稚園に通う幼児期のころから地域の老人クラブや高齢者施設、障害者施設、地域の団体、グループ等の高齢者や障害のある人との交流を奨励していきます。	公民館



分野2 環境整備

【現状と課題】

市の公共施設と同様に、不特定多数の人が利用する民間事業所、店舗等についても、バリアフリーの整備がなく、高齢者や障害のある人等の日常生活に支障をきたしている場合があります。

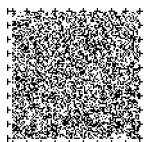
バリアフリーの推進には、高齢者や障害のある人等に対する民間事業者や行政の配慮が求められており、「バリアフリー法」、「東京都福祉のまちづくり条例」の遵守も必要です。しかしながら、バリアフリーに関しての理解や認識の差により、バリアフリーが進んでいない状況があります。

また、施設面におけるバリアフリー化をすべて実施することはその施設の周辺状況からも困難であり、市民がハンディキャップのある人たちへの思いやりを持ち、高齢者や障害のある人等が外出する際には、状況に応じて配慮や手助けをすることが必要です。

このため、バリアフリー整備については、市民へバリアフリーやユニバーサルデザインの理解を深める必要があります。すなわち、すべての人が、ひとりの人間として尊重され、社会参加の機会を平等に保障される地域社会、安全で安心して快適に住み続けることができる地域社会の実現、及びそのための環境を整備する必要があります。

【施策の方向】

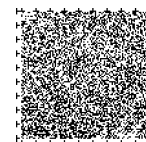
すべての人が安全で安心して暮らし、訪れることができるよう、バリアフリー化をより一層進めるとともに、利用者の視点に立って快適に利用できる環境の整備を進めていきます。



【主要施策】

(1) 心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの実環境整備

項目	内容	所管課等
①高齢者や障害のある人等を対象とした事業の充実	市が実施しているイベントやスポーツ教室、レクリエーション事業、教養講座の中には、身体的な理由で市民の平等な参加が困難な事業があるため、だれもが参加できる事業の実施に努めるとともに、高齢者や障害のある人等を対象とした事業の充実を図ります。	全課
②近隣の高齢者や障害のある人等への配慮	近隣に住む高齢者や障害のある人等が困っているときには、思いやりを持ち地域全体で見守り、非常時には地域住民が協力して避難誘導できるような環境づくりに努めます。	社会福祉課 障害福祉課 介護福祉課
③身体障害者補助犬同伴者への理解の促進	「身体障害者補助犬法」(平成14年法律第49号)の施行により、官公庁等の公共機関や公共交通機関、不特定多数の人が利用する施設等においては、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の同伴を拒んではならないことになっているため、市民及び民間事業者が同法の趣旨を理解し、身体障害者補助犬同伴者の社会参加促進に協力できるよう、広報等でPRしていきます。	障害福祉課
④障害のある人の支援	ア 使用料の減免、入場料の軽減 障害のある人の社会参加促進を図るため、市施設の使用料減免、スポーツ、芸術、文化事業等市が主催する事業の入場料軽減に努めます。 イ 障害者団体等への支援 障害者団体や民間団体が主催する障害のある人のためのスポーツ、芸術、文化事業等の行事を積極的に支援していきます。	施設所管課 事業担当課 障害福祉課
⑤福祉バスの運行	交通弱者である高齢者等を対象に市内の福祉施設を巡回するバスを運行します。	介護福祉課
⑥避難行動要支援者への支援	高齢者や障害のある人の中には、災害時に自力で避難できない人や、家族がいる場合でも日中は一人で過ごしている人もいるため、自主防災組織など地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、消防署や消防団、警察署、社会福祉協議会などと連携・協力し、非常時の対応を図っていきます。	防災危機管理課 福祉保健部



基本目標 3 情報のバリアフリー

分野 1 情報

【現状と課題】

バリアフリーの整備は施設の面ばかりではなく、様々な情報をだれに対しても正しく、確実に提供するために、情報提供手段に配慮が必要です。情報が必要な人に適切に行き渡るよう、手段や方法を工夫し、情報のバリアフリー化を積極的に推進していく必要があります。

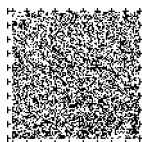
【施策の方向】

市民のだれもが、情報のバリアを感じることなく、確実に情報を入手できるような情報提供体制を整備します。

【主要施策】

(1) 情報のバリアフリー化の推進

項目	内容	所管課等
①わかりやすい情報提供の配慮	広報その他、教育委員会や議会も含めた市の情報を提供するには、わかりやすい文章で内容を表現し、字体や大きさについても配慮を行います。また、広報ふっさ、市議会だより、福生の教育等音声による広報の充実に努めていきます。	全課
②災害情報のバリアフリー化等の推進	災害時においては、文字表示機能を活用し、聴覚障害者への情報提供に配慮し、行政と関係機関、地域住民による協力体制の確立に努めていきます。	防災危機管理課
③視覚障害者・聴覚障害者への情報サービスの充実	図書館における点字図書、録音資料や字幕付きDVDなど視覚障害者や聴覚障害者への情報サービスの充実に努めます。	図書館
④ホームページのバリアフリー化等	多くの人が容易に情報を得ることができるように画面の色の使い方等、アクセシビリティに配慮していきます。	秘書広報課
⑤福祉サービスガイドブックの作成	福祉サービスの情報等が的確かつ適切に市民に提供できるよう、福祉サービスの総合的なガイドブックを作成し、情報提供手段の充実に努めます。	障害福祉課 子ども家庭支援課
⑥バリアフリーマップの作成	すべての人が外出する際の参考となるよう、バリアフリーマップの作成について、市民や関係機関との協働により取り組みます。	社会福祉課
⑦図書館資料の宅配	身体障害等により福生市立図書館に来館することが困難な方に、図書館資料を自宅に配達し貸し出す事業を実施します。また、宅配事業に準じて図書館資料（点字図書、市外図書館借用資料含む）の郵送サービスも実施します。	図書館



項目	内容	所管課等
⑧対面音訳の実施	視覚障害等により、墨字資料を読むことが困難な方に対し、ボランティアの協力を得て、対面音訳事業を実施します。	図書館
⑨ICT機器の活用によるコミュニケーションの充実	タブレット端末などのICT（情報通信技術）機器を活用し、円滑な意思疎通をはかります。	市民部 福祉保健部 子ども家庭部 教育部

